

四街道市後期高齢者健康診査未受診者勧奨業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、四街道市後期高齢者健康診査未受診者勧奨業務に係る受託候補者を選定するための公募型プロポーザル実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名

四街道市後期高齢者健康診査未受診者勧奨業務

(2) 事業内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

6,056千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。なお、本事業の予算は、令和7年度当初予算において計上するものであるが、予算の否決、延期、事業の中止及び予算減額による仕様変更など、不測の事態が生じたことにより応募事業者又は受託候補者に損害が生じた場合にあっては、市はその損害について一切負担しない。

3. 選定方法

四街道市後期高齢者健康診査未受診者勧奨業務受託候補者選定要領に基づき、応募事業者から提出された企画提案書等の書類、企画提案書等に基づくプレゼンテーションにより四街道市後期高齢者健康診査未受診者勧奨業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が審査の上、選定する。

4. 参加資格

- (1) LGWAN（総合行政ネットワーク）を通じて健診結果データ及びレセプトデータ（以下「データ等」という。）の送受が可能なこと。
- (2) 本事業による受診率の変化などについて、履行期間中の最新のデータ等に基づいて効果検証を実施し、その結果を50ページ以上の報告書で作成・報告できること。
- (3) 人口規模が四街道市（後期高齢者健康診査対象者数 15,000 名程度）と同等規模以上の地方公共団体において、過去10年以内に本事業と同様の事業を受託し、少なくとも1%以上の受診率向上実績を2件有すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響がある令和3年度の実績は含めないこと。

- (4) 自社に研究者（公衆衛生修士・博士）及びデータ等の分析を行う者が在籍し、それらの者を含む受託体制を構築していること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 本実施要項公表日以降において、四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年7月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていること。
- (10) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがされていないこと。
- (11) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5. 選定スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更する可能性があるため留意すること。なお、その際は、市ホームページに掲載する。

募集開始・仕様書等の配布	令和7年3月12日（水）
質疑受付開始	令和7年3月12日（水）
質疑受付期限	令和7年3月19日（水）17：00まで
質疑回答	令和7年3月24日（月）
参加意向申出書兼宣誓書等の提出期限	令和7年3月26日（水）17：00まで
参加資格確認結果通知	令和7年4月2日（水）
第一次審査（書類審査）書類提出期限	令和7年4月9日（水）17：00まで
第一次審査の結果通知	令和7年4月16日（水）
第二次審査（プレゼンテーション審査）実施	令和7年4月24日（木）
第二次審査の結果通知	令和7年4月25日（金）以降
契約手続開始	令和7年5月中旬

6. 募集における応募等の手続き

- (1) 実施要項等に対する質疑応答の実施

本事業に応募しようとする応募事業者は、本実施要項、四街道市後期高齢者健康診査未受診者勸奨業務企画提案書作成要領（以下「企画提案書作成要領」という。）、仕様書に記載している内容に対する質問を質問票（様式3）により行うことができる。質問票は必要に応じて項目を追加できる。

(2) 質疑の受付

(ア) 提出方法

質問票（様式3）に記入の上、「10. 提出・問い合わせ先」のE-mail又はFAXにより提出すること。E-mailの場合、表題を「四街道市未受診者勸奨プロポ質問(会社名)」とすること。FAXの場合には、質問票のみ送付すること。

なお、電話又は口頭による質問は受付しない。

(イ) 回答方法

回答はE-mailで回答し、質疑応答内容を別途市ホームページに掲載する。

(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/jigyoshamuke/bosyu/koukikenshinkansyo.html>)

(3) 参加意向申出書兼宣誓書等の提出

応募事業者は、次のとおり提出すること。

(ア) 提出書類

提出書類	様式	部数	備考
参加意向申出書 兼宣誓書	様式1	1部	
会社概要及び 財務状況の分かるもの	任意	1部	財務状況は貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等とし、四半期、中間決算若しくは本決算で最新のもの（連結決算がある場合は連結決算のものとする。）
受託実績一覧	様式2	1部	
納税証明書(写)	—	1部	法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3） 個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2）
履歴事項全部 証明書	—	1部	提出日前3か月以内に発行されたものとする。
受託体制組織図	—	1部	各担当の氏名、所属部署、役職及び担当する業務が分かること。また、4.参加資格(4)の資料として修了証明書(又は学位取得証明書)及びデータ分析の

			技術力が分かるもの（情報処理等資格に係る証明書又は特許（登録）証等及び会社での所属が分かるもの）をそれぞれ1部添付すること。（写し可）
報告書のサンプル	—	1部	実際の報告書から機密情報等をマスキング等して作成すること。

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とし、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(ウ) 提出場所

「10. 提出・問い合わせ先」のとおり。

(エ) 参加資格確認結果通知

上記により提出を受けた書類に基づき、委員会事務局が参加資格の確認を行い、参加の可否をE-mailにより通知する。

(4) 参加辞退

参加意向申出書兼宣誓書等の提出後に手続きを辞退する場合は、辞退届（様式4）を「10. 提出・問い合わせ先」まで持参又は郵送若しくはE-mailで提出すること。なお、辞退により応募事業者が不利益な扱いを受けることはない。

7. 第一次審査（書類審査）

応募事業者から提出された企画提案書等を用いて、別に定める評価基準に基づき、提案内容を評価するものとし、評価の結果が上位3者を第二次審査対象として選出する。

なお、応募事業者が1者のみの場合は、第一次審査の結果が6割以上の配点となったとき、第二次審査は行わず受託候補者として選定する。

(1) 企画提案企画書等の提出

提出する書類は次のとおりとする。

提出書類	様式	部数
企画提案提出書	様式5	正本1部 副本7部
企画提案書	—	正本1部 副本7部
見積書	—	正本1部 副本7部
勸奨通知物サンプル (5パターン以上)	—	正本1部 副本7部

(2) 企画提案書の作成

企画提案書は別に定める企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(3) 見積書内容

- ・ 任意の様式とする。
- ・ 業務内容ごとに積算内訳を記載すること。
- ・ 宛先は、「四街道市長」とすること。
- ・ 税抜金額、消費税額、合計金額を表示すること。
- ・ 所在地、事業者名、代表者氏名、担当者氏名、担当者連絡先（電話番号）、担当者役職、担当者所属部署を記載すること。

(4) 勸奨通知物サンプル

- ・ 勸奨通知物は対象者の特性に合わせた内容とし、少なくとも5パターン用意すること。

(5) 第一次審査の結果通知

第一次審査の結果は、全ての応募事業者に対して E-mail で通知する。審査結果の詳細（各応募事業者の得点等審査内容及びその他の審査過程等をいう。）についての問い合わせには、一切応じない。

なお、第一次審査を通過した応募事業者に対して、市は別途補足説明資料を求めることができる。市から求めがあった場合には、市が指定する期限及び方法により補足説明資料を提出すること。

8. 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第二次審査対象となった応募事業者の中から、別に定める評価基準に基づき、第二次審査（プレゼンテーション）を実施し、その提案内容を審査する。得点の合計が同点の場合は、評価項目の「事業費」「企画提案内容」「受託実績」の順で得点が高い応募事業者を選定する。

なお、第二次審査の結果は、第二次審査を実施した全ての応募事業者に対して E-mail で通知する。

(1) 第二次審査の開催

「5. 選定スケジュール」のとおりとする。なお、開催時間、開催会場、実施方法は別途通知する。

(2) 選定結果の公表

選定結果は、市ホームページで公表する。なお、選定結果の詳細（各応募事業者の得点等審査内容及びその他の選定過程等をいう。）についての問い合わせには、一切応じない。

(3) 選定の取消

市は、受託候補者選定後であっても、契約締結するまでの間に「4. 参加資格」に該当しなくなった場合又は提案内容に虚偽の記載あるいは重大な瑕疵があった場合、その選定を取り消すことができる。

(4) その他

評価が一定水準に達しない（得点 6 割未満）場合は受託候補者を選定しない。

(5) 契約

受託候補者と業務契約に関する詳細協議の上、予定価格以内で、随意契約を行う。なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の受託候補者と契約に向けて協議する。

9. 留意事項

(1) 費用

書類の提出、プレゼンテーションの出席その他経費については、全て応募事業者の負担とする。

(2) 書類の返却

提出された書類は返却しない。

(3) 資料の公表

プロポーザルに関する一連の資料は、四街道市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。

(4) 企画提案書の著作権

企画提案書の著作権は、それぞれの応募事業者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。

(5) 事業の担当者

本事業の実施に際しては、受託体制組織図中に記載された担当者について変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、やむを得ないと認められた場合はこの限りではない。

10. 提出・問い合わせ先

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市健康こども部国保年金課 高齢者医療年金係
電話：043-421-2111（代表）
043-421-6126（直通）
E-mail：ykokuho@city.yotsukaido.chiba.jp